

令和8年2月8日執行想定

衆議院小選挙区選出議員選挙

# 立 候 補 の 手 引

茨城県選挙管理委員会

I	衆議院小選挙区選出議員選挙主要日程	1
II	今回の選挙について	2
	第1 選挙事務管理機関	2
	第2 選挙の区域	2
	第3 選挙期日、公示日及び選挙会の日程	2
	第4 届出書類の提出先	3
	第5 届出書類の受付時間	3
III	立候補の手続について	3
	第1 立候補届出の方法	3
	第2 届出書類等の事前審査	4
	第3 届出に必要な書類	4
	第4 書類記載上の注意点	5
	第5 届出書類等の作成及び提出	5
	第6 書類の記載例	5
	第7 立候補の届出	28
	第8 届出記載事項の異動及び立候補の辞退	28
	第9 立候補に伴い交付される選挙運動用物品	28
	第10 立候補に伴う関係書類の届出先等	30
	第11 書類の記載例	31
	第12 主な選挙公営	49
	第13 選挙公報の掲載申請	52
参 考		
	関係機関一覧	56

## 凡 例

法令名の記述にあたり、次の略称を用いた。

法 . . . . 公職選挙法

# I 衆議院小選挙区選出議員選挙 主要日程

月	日	曜日	事 項						
1	22	木	<p>○ 候補者届出政党説明会 場所 茨城県庁 行政棟 11 階 1102・1103 会議室 時間 午前 10 時から</p> <p>○ 立候補予定者説明会 場所 茨城県庁 行政棟 11 階 1102・1103 会議室 時間 午後 1 時 30 分</p>						
	24	土	<p>○ 立候補届出書類事前審査・選挙公報事前審査 場所 茨城県庁 行政棟 9 階 講堂 時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで</p>						
	27	火	<p>【選挙期日の公示日】</p> <p>○ 立候補届出受付 場所 茨城県庁 行政棟 9 階講堂 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで</p>						
2	5	木	<p>○ 開票立会人届出期限（選挙期日前 3 日） 届出先 各市町村選挙管理委員会</p> <p>○ 選挙立会人届出期限（選挙期日前 3 日） 届出先 県選挙管理委員会（選挙長あて）</p>						
	8	日	【投・開票日】						
	11	水 (祝日)	<p>○ 選挙会・選挙分会 場所 茨城県庁 行政棟 9 階 901 会議室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>選挙区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前 9 時</td> <td>第 1 区、第 2 区、第 3 区、第 4 区</td> </tr> <tr> <td>午前 9 時 30 分</td> <td>第 5 区、第 6 区、第 7 区、比例代表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 選挙会終了後に当選証書を付与します（午前 10 時・9 階講堂）</p>	時間	選挙区	午前 9 時	第 1 区、第 2 区、第 3 区、第 4 区	午前 9 時 30 分	第 5 区、第 6 区、第 7 区、比例代表
	時間	選挙区							
午前 9 時	第 1 区、第 2 区、第 3 区、第 4 区								
午前 9 時 30 分	第 5 区、第 6 区、第 7 区、比例代表								
23	月	○ 選挙運動費用収支報告書提出期限							

## II 今回の選挙について

### 第1 選挙事務管理機関

この選挙は、茨城県選挙管理委員会が管理します。

茨城県選挙管理委員会（委員長 星野 学）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6（茨城県庁総務部市町村課内）

TEL 029-301-2462（直通）

029-301-1111（代表）2460、2461、2462、2464（内線）

FAX 029-301-2489

### 第2 選挙の区域

次の選挙区において選挙します。

選挙区名	区 域	選挙長の氏名
茨城県第1区	水戸市、笠間市、筑西市、桜川市、城里町	星野 学
茨城県第2区	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市、小美玉市、茨城町、大洗町	鷲田 美加
茨城県第3区	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	根本 博文
茨城県第4区	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大子町	清水 道子
茨城県第5区	日立市、高萩市、北茨城市、東海村	鷲田 美加
茨城県第6区	土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市	根本 博文
茨城県第7区	古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、八千代町、五霞町、境町	清水 道子

### 第3 選挙期日、公示日及び選挙会の日程

選挙期日 令和8年2月8日（日）

同公示日 令和8年1月27日（火）

選挙会 令和8年2月11日（水・祝日）

## 第4 届出書類の提出先

### 1 選挙管理委員会あて

- (1) 県選挙管理委員会あて : 茨城県選挙管理委員会 委員長 星野 学
- (2) 市町村選挙管理委員会あて : 各市町村選挙管理委員会 委員長 (※)

### 2 選挙長あて

- (1) 茨城県第1区選挙長あて : 茨城県選挙管理委員会
- (2) 茨城県第2区選挙長あて : 茨城県選挙管理委員会
- (3) 茨城県第3区選挙長あて : 茨城県選挙管理委員会
- (4) 茨城県第4区選挙長あて : 茨城県選挙管理委員会
- (5) 茨城県第5区選挙長あて : 茨城県選挙管理委員会
- (6) 茨城県第6区選挙長あて : 茨城県選挙管理委員会
- (7) 茨城県第7区選挙長あて : 茨城県選挙管理委員会

### 3 開票管理者あて

- 市町村開票区開票管理者あて : 各市町村選挙管理委員会

(※) 各市町村選挙管理委員会委員長については、P56～57「参考 関係機関一覧」を参照してください。

## 第5 届出書類の受付時間（法第270条第1項）

選挙に関する届出、請求、申出等の行為で、選挙管理委員会、開票管理者、選挙長等に対してするものは、午前8時30分から午後5時までの間にしなければなりません。（土曜日、日曜日、祝日でもこの時間内であれば、受付をすることになっています。）

## Ⅲ 立候補の手続について

### 第1 立候補届出の方法

立候補の届出には、政党届出、本人届出、推薦届出の3通りの方法があります。  
届出の方法により届出書類が異なりますので注意してください。

※ 政党届出ができるのは、次のいずれかに該当する政党その他の政治団体です。（法第86条第1項）

- 1 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有すること。  
（1号要件）
- 2 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であること。（2号要件）

※ 推薦届出人となるためには、選挙の行われる区域内の選挙人名簿に登録されていなければなりません。

## 第2 届出書類等の事前審査

届出書類に1つでも誤りがあった場合、立候補の届出を受け付けることができません。

このため、以下のとおり届出書類の事前審査を行います。

なお、届出書類等を記名押印により作成した場合には、作成に使用した印鑑を持参してください。

(訂正がある場合等に使用します。)

- 立候補届出書類事前審査・選挙公報事前審査

期 日 令和8年1月24日(土) 午前9時30分から

場 所 茨城県庁 行政棟9階 講堂

## 第3 届出に必要な書類

### 1 政党届出の場合

1	候補者届出書(政党届出)	記載例1
2	政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書(衆議院名称届出政党は省略できる。)	
3	候補者届出要件該当確認書 (衆議院名称届出政党は2号要件該当の場合に限り省略できる。)	記載例2、3
4	確認書に記載されることの承諾書 (1号要件該当の場合のみ、人数分。)	記載例4
5	他の確認書に記載されていない旨の宣誓書 (1号要件該当の場合のみ。)	記載例5
6	候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書	記載例6
7	候補者となることの同意書	記載例7
8	候補者となることができない者でない旨の宣誓書	記載例8
9	候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書	記載例9
10	供託証明書	記載例10
11	戸籍謄本又は抄本	
12	通称認定申請書、承諾書及び通称の説明資料 (通称を使用する者のみ。)	記載例11

## 2 本人届出の場合

1	候補者届出書（本人届出）	記載例 12
2	候補者となることができない者でない旨の宣誓書	記載例 8
3	団体所属に関する文書（無所属の場合は必要ありません。）	記載例 14
4	団体所属証明書（無所属の場合は必要ありません。）	記載例 15
5	供託証明書	記載例 13
6	戸籍謄本又は抄本	
7	通称認定申請書及び通称の説明資料（通称を使用する者のみ。）	記載例 16

## 3 推薦届出の場合

1	候補者届出書（推薦届出）	記載例 17
2	候補者となることができない者でない旨の宣誓書	記載例 8
3	団体所属に関する文書（無所属の場合は必要ありません）	記載例 14
4	団体所属証明書（無所属の場合は必要ありません）	記載例 15
5	供託証明書	記載例 18
6	戸籍謄本又は抄本	
7	候補者の承諾書	記載例 19
8	選挙人名簿登録証明書	
9	通称認定申請書及び通称の説明資料（通称を使用する者のみ。）	記載例 16

## 第4 書類記載上の注意点

- 1 候補者氏名の記載については、原則として戸籍記載のとおりとすること。（ただし、通用字体、正字にすることは可能。）
- 2 氏名等のふりがなは、原則文字単位でふること。（複数の漢字に対して均等にふらないこと。）
- 3 本籍及び住所の記載については、戸籍及び住民票記載のとおりとすること。（ハイフン等で簡略化しないこと。ただし、固有名詞として使用される場合を除く。）

## 第5 届出書類等の作成及び提出

- 1 届出書類等については、その真正性を確認するために一律に書面への記名押印を求めていましたが、その義務付けが廃止されましたので、次の①～④のいずれかのうち最も簡便な方法を選択のうえ作成し、提出してください。
  - ① 記名押印
  - ② 署名
  - ③ 届出書類等を記名のみで作成する場合には、届出等の名義人（政党その他の政治団体にあつては代表者）本人の本人確認書類の提示又は提出
  - ④ 届出書類等を記名のみで作成し、代理人が届け出る場合には、委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出（委任状には名義人（政党その他の政治団体にあつては代表者）本人の記名押印又は署名が必要）
- 2 記名押印による場合、各届出書類等に同一の印鑑を使用してください。  
なお、シャチハタ等のゴム印は印影が変形するおそれがあることから、使用しないでください。

## 第6 書類の記載例

立候補届出書類の記載例は、次のとおりです。



## **立候補届出書類 記載例**



記名押印により作成する場合

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書 (政党届出)

記載例 1

政党その他の政治団体に関する事項			
ふりがな 名称	まる まる さんかく さんかく とう ○ ○ △ △ 党	ふりがなは、文字単位で ふること	
本部の所在地	(〒〇〇〇 - 〇〇〇〇) 東京都〇〇区〇〇7丁目8番9号 電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇		
代表者の氏名	丙 川 丁 子	原則戸籍記載のとおりだが、通用 字体、正字にすることは可能	
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.△△△△.jp		
候補者に関する事項			
ふりがな 氏名	こう やま おつ お 甲 山 乙 夫	性別	男・女
本籍	茨城県〇〇市〇〇町1丁目2番地	戸籍記載のとおり	
住所	茨城県△△市△△町1丁目2番3号	「同上」不可、住民票記載のとおり	
生年月日	明治・大正・昭和・平成 〇年〇月〇日(満〇〇歳)		
職業	〇〇株式会社 社長		
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.〇×△□.jp	該当しない場合は空欄	
選挙	令和8年2月8日執行衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第〇区		
衆議院議員と兼ることができない 職にある者についてはその職名	茨城県議会議員 ※該当する場合のみ記載		
同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としてしようとする者	該当		
添付書類	1 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 2 候補者届出要件該当確認書 3 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書 4 候補者となることの同意書 5 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 6 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 7 供託証明書 8 候補者の戸籍の謄本又は抄本	衆議院名称届出政党は、添付書類1及び 2(2号要件該当の場合に限る。)を省略 することができるが、省略する場合は、 その旨を備考欄に記入のこと。	
	備考	公職選挙法第86条第5項ただし書きの規定により添付書類1及び2省略	

上記のとおり関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。

令和8年1月27日

【共通】所在地、本籍、住所は  
都道府県名から番地、号まで正  
確に記載のこと。

政党その他の政治団体の名称  
本 部 の 所 在 地  
代 表 者

〇〇△△党  
東京都〇〇区〇〇7丁目8番9号  
丙 川 丁 子

本部の代表者名及び印



衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 〇 区選挙長 丁 田 甲 美 殿

備 考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければなりません。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければなりません。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。
- 同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としてしようとする者である場合には、「同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としてしようとする者」欄に「該当」と記載しなければなりません。
- 公職選挙法第86条第5項ただし書きの規定により同項第1号又は公職選挙法施行令第88条第3項第2号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければなりません。
- 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

記入しな  
いでくだ  
さい。

選挙長	書記長	審査者	通称
受付日時	令和8年 月 日	午前・午後 時 分	有・無

記名押印により作成する場合

記載例 2

候補者届出要件該当確認書（1号要件）

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しており、公職選挙法第86条第1項第1号に該当するものであります。

令和8年1月27日

政党その他の政治団体の名称 **〇〇△△党**

本部の所在地 **東京都〇〇区〇〇7丁目8番9号**

代 表 者 **丙 川 丁 子** 丙川

記

氏 名	衆議院議員又は参議院議員の別	選 挙 区	選挙執行年月日	備 考
〇木 〇郎	衆議院議員	茨城県第〇区	R6・10・27	前議員
×川 ×子	衆議院議員	北関東ブロック	R6・10・27	前議員
△田 △男	参議院議員	茨城県	R7・7・20	
□野 □美	参議院議員	比例代表	R4・7・10	
◇山 ◇太	参議院議員	比例代表	R4・7・10	

備 考

- 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
- 公職選挙法施行令第88条の2第1項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。
- 所属する衆議院議員又は参議院議員として候補者届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類1）及び公職選挙法施行令第88条の2第2項又は第3項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類2）を添付しなければならない。

記載例 4

記載例 5

## 候補者届出要件該当確認書（2号要件）

令和7年7月20日執行の **参議院比例代表選出議員** 選挙における本政党（政治団体）の得票総数は **3,456,789** 票であり、本政党（政治団体）は、公職選挙法第86条第1項第2号に該当するものであります。

令和8年1月27日

政党その他の政治団体の名称 **〇〇△△党**

本部の所在地 **東京都〇〇区〇〇7丁目8番9号**

代表者 **丙川丁子** 丙川

（内 訳）

公職の候補者の氏名	選挙区	得票数
<b>参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙の得票総数を記載する場合は、内訳の記載は不要です。</b>		
計		

## 備 考

- 1 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。
- 2 衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票数の内訳を記載しなければならない。その場合において「公職の候補者の氏名」欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。
- 3 参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものを記載しなければならない。

# 承 諾 書

令和8年2月8日に執行される衆議院小選挙区選出議員選挙の茨城県第〇区において、貴政党（政治団体）に所属する衆議院議員（~~参議院議員~~）として候補者届出要件該当確認書に記載されることを承諾します。

令和8年1月27日

~~衆議院議員（参議院議員）~~

選挙区名 茨城県第〇区

氏 名 〇木 〇郎 

政党その他の政治団体の名称 〇〇△△党

代表者 丙 川 丁 子 殿

備 考

「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

# 宣 誓 書

令和8年2月8日に執行される衆議院小選挙区選出議員選挙の茨城県第〇区において、公職選挙法施行令第88条の2第2項又は第3項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を候補者届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

令和8年1月27日

政党その他の政治団体の名称 〇〇△△党

本部の所在地 東京都〇〇区〇〇7丁目8番9号

代表者 丙川丁子

丙川

# 宣 誓 書

本政党（政治団体）は、令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の茨城県

第〇区において、重ねて候補者の届出をしていないことを誓います。

令和8年1月27日

政党その他の政治団体の名称 〇〇△△党

本部の所在地 東京都〇〇区〇〇7丁目8番9号

代 表 者 丙 川 丁 子

丙  
川

## 候補者となることの同意書

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の茨城県第〇区において、貴政党  
(政治団体)の届出に係る候補者となることに同意します。

令和8年1月27日

住 所 茨城県△△市△△町1丁目2番3号

氏 名 甲 山 乙 夫

甲  
山

政党その他の政治団体の名称 〇〇△△党

代表者 丙 川 丁 子 殿

## 宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第1項、第87条（重複立候補等の禁止）第1項若しくは第2項、第87条の2（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第251条の2（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第251条の3（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の茨城県第〇区において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和8年1月27日

住 所 茨城県△△市△△町1丁目2番3号

氏 名 甲 山 乙 夫

甲  
山

### 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の茨城県第 ○ 区における候補者となるべき者の選定機関及び選定手続については、下記のとおりです。

令和8年1月27日

政党その他の政治団体の名称 ○ ○ △ △ 党

本部の所在地 東京都○○区○○7丁目8番9号

代表者 丙川丁子 (丙川)

衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区選挙長 丁田甲美 殿

#### 記

候補者となるべき者の選定機関	名称	○○○○候補者選定委員会
	構成員の数	○○人
	構成員の選出方法	中央○○委員会において指名
候補者となるべき者の選定手続		○○委員会の小委員会で案を作成し候補者選定委員会で決定

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の茨城県第 ○ 区における候補者となるべき者の選定が、上記の選定機関及び選定手続により、令和8年 ○ 月 ○ 日に「 ○

○ △ △ 党本部 」において適正に行われたことを誓います。

令和8年1月27日

選定の行われた場所

政党その他の政治団体の名称 ○ ○ △ △ 党

選定機関の代表者

選定機関の名称 ○○○○候補者選定委員会

代表者 ○ ○ ○ ○ (代表)

(政党届出による現金供託の場合)

第5-(1)衆議院議員選挙供託(小選挙区選出(政党その他の政治団体届出))(金銭)  
 第四号様式(第13条第1項関係) その他の金銭供託の供託書

供託書・OCR用		字加入 <input type="checkbox"/> 字削除 <input type="checkbox"/>		係員印	受付	調査	記録	頁
(雑)								第4号様式 印供第34号
申請年月日	令和8年○月○日	供託カード番号		法令条項 公職選挙法第92条第1項				
供託所の表示	○○法務局	カードご利用の方は記入してください。		供託者は、令和8年2月8日に行われる予定の衆議院議員の総選挙につき、小選挙区選出議員選挙茨城県第○区において、当政党に所属する甲山乙夫を候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。				
供託者の住所氏名	住所 (〒○○○-○○○)	東京部○○区○○7丁目8番9号		供託の原因たる事実				
	氏名・法人名等	○ ○ △ △ 党						
被供託者の住所氏名	住所			<input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。 <input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する。 <input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき債権又は抵当権 <input type="checkbox"/> 反対給付の内容				
	氏名・法人名等	国						
供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		Y 3 0 0 0 0 0 0 0	備考 官庁の名称 衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第○区選挙長				
1 画点 半画点は1マスを使用してください。 供託者 氏名		マ ル マ ル サ ン カ ク サ ン カ ク ト ウ						

記名押印により作成する場合

第16号様式の18 (政党届出用通称認定申請書)

記載例 11

通 称 認 定 申 請 書

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の茨城県第〇区において、公職選挙法施行令第88条第8項の規定により下記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和8年1月27日

政党その他の政治団体の名称 〇〇△△党

本部の所在地 東京都〇〇区〇〇7丁目8番9号

代表者 丙川丁子

衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第〇区選挙長 丁田甲美殿

ふりがな	こう やま おつ お
候補者氏名	甲 山 乙 夫
ふりがな	おつ お
呼 称	こうやま 乙 夫

ふりがなは、文字単位で  
ふること

備 考

- この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。
- 戸籍上の氏名を通常読みにしたがって、ひらがな又はカタカナ書きとする場合には、1の資料の提示は不要である。

例：著書、公の機関が発行した書類、日付が違う信書数枚

第16号様式の19

承 諾 書

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の茨城県第〇区において、公職選挙法施行令第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として申請することを承諾します。

令和8年1月27日

住 所 茨城県△△市△△町1丁目2番3号

氏 名 甲 山 乙 夫

政党その他の政治団体の名称 〇〇△△党

代表者 丙 川 丁 子 殿

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）

ふりがな 候補者氏名	こう やま おつ お 甲 山 乙 夫	性別	男 ・ 女
本籍	茨城県〇〇市〇〇町1丁目2番地 戸籍記載のとおり		
住所	茨城県△△市△△町1丁目2番3号 「同上」不可、住民票記載のとおり		
生年月日	明治・大正・昭和・平成 ○年○月○日（満〇〇歳）		
職業	〇〇株式会社 社長		
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.〇×△□.jp		
選挙	令和8年2月8日執行衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第〇区		
衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名	茨城県議会議員 ※該当する場合のみ記載		
添付書類	1 候補者となることのできない者でない旨の宣誓書 <del>2 団体所属に関する文書</del> <del>3 団体所属証明書</del> 4 供託証明書 5 候補者の戸籍の謄本又は抄本		

ふりがなは、文字単位でふること

原則戸籍記載のとおりだが、通用字体、正字にすることは可能

19 字 削除

甲山

上記のとおり関係書類を添えて立候補

党派が無所属の場合は、二線で削除のうえ、欄外に「19字削除」と記入し押印

令和8年1月27日

氏 名 甲 山 乙 夫 甲山

衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 〇 区選挙長 丁 田 甲 美 殿

備 考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

記入しないでください。

選挙長	書記長	審査者	通称
受付日時	令和8年 月 日	午前・午後	時 分
			有 ・ 無

(本人届出による現金供託の場合)

第5-(2)衆議院議員選挙供託(小選挙区選出(本人届出))(金銭)  
 第四号様式(第13条第1項関係) その他の金銭供託の供託書

供託書・OCR用		<input type="checkbox"/> 字加入 <input type="checkbox"/> 字削除		係員印	受付	調査	記録	頁	
申請年月日	令和8年○月○日	供託カード番号	法令条項 公職選挙法第92条第1項						頁 (第4号様式 印紙第34号)
供託所の表示	○○法務局	供託者は、令和8年2月8日に行われる予定の衆議院議員の総選挙につき、小選挙区選出議員選挙茨城県第○区の選挙長に対し、立候補の届出をするため供託する。							
供託者の住所氏名	住所 (〒○○○-○○○) 茨城県△△市△△町1丁目2番3号 氏名・法人名等 甲 山 乙 夫	<input type="checkbox"/> 別語のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。	供託の原因たる事実  供託により消滅すべき質権又は抵当権 <input type="checkbox"/> 反対給付の内容						
被供託者の住所氏名	住所 氏名・法人名等 国	<input type="checkbox"/> 別語のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。 <input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する。							
供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 0	<input type="checkbox"/> 供託カード発行	備考 官庁の名称 衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第○区選挙長						
供託者ナ名	コ ウ ヤ マ オ ツ オ								

(注) 1. 供託金額の算端にY記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。  
 2. 本供託書は折り曲げないでください。

020000

## 所属する政党（政治団体）に関する文書

私は、 □ □ □ □ 党 に所属する者であります。

令和8年 ○月○日

住 所 茨城県△△市△△町1丁目2番3号

氏 名 甲 山 乙 夫

甲  
山

## 団 体 所 属 証 明 書

氏 名 甲 山 乙 夫

住 所 茨城県△△市△△町1丁目2番3号

上記の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和8年 ○月○日

政党（支部）（政治団体名） □ □ □ □ 党

代表者（支部長、責任者） 戊 中 庚 巳

戊  
中

## 通称認定申請書

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の茨城県第〇区において、公職選挙法施行令第88条第9項において準用する同条第8項の規定により下記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和8年1月27日

住所 茨城県△△市△△町1丁目2番3号

氏名 甲 山 乙 夫

甲  
山

衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第〇区選挙長 丁 田 甲 美 殿

ふりがな	こう やま おつ お
候補者氏名	甲 山 乙 夫
ふりがな	おつ お
呼称	こうやま 乙 夫

ふりがなは、文字単位で  
ふること

### 備考

- 1 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。
- 2 戸籍上の氏名を通常の見方にしたがって、ひらがな又はカタカナ書きとする場合には、1の資料の提示は不要である。

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書 (推薦届出)

ふりがな 候補者氏名	こう やま おつ お 甲 山 乙 夫	性別	男 ・ 女
本籍	茨城県〇〇市〇〇町1丁目2番地 戸籍記載のとおり		
住所	茨城県△△市△△町1丁目2番3号 「同上」不可、住民票記載のとおり		
生年月日	明治・大正・ <u>昭和</u> ・平成 ○年○月○日 (満〇〇歳)		
職業	〇〇株式会社 社長		
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.〇×△□.jp		
選挙	令和8年2月8日執行衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第〇区		
衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名	茨城県議会議員 ※該当する場合のみ記載		
添付書類	1 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 2 団体所属に関する文書 3 団体所属証明書 4 供託証明書 5 候補者の戸籍の謄本又は抄本 6 候補者の承諾書 7 選挙人名簿登録証明書		

上記のとおり推薦届出をします。

令和8年1月27日

推薦届出者 住所 茨城県〇〇郡〇〇町〇〇1丁目2番地の3

氏名 乙野次男

生年月日 昭和 ○年○月○日

衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第〇区選挙長 丁田甲美殿

備考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙長	書記長	審査者	通称
受付日時	令和8年 月 日	午前・午後 時 分	有 ・ 無

記入しないでください。



## 候補者推薦届出承諾書

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の茨城県第〇区における候補者となることを承諾します。

令和8年1月27日

住 所 茨城県△△市△△町1丁目2番3号

候補者氏名 甲 山 乙 夫

甲  
山

推薦届出者

氏 名 乙 野 次 男 殿

## 第7 立候補の届出

前出の立候補届出のための必要書類を整えて、受付期日に届出をしてください。

なお、郵送による届出はできませんので注意してください。

- 1 受付期日            **令和8年1月27日（火） 午前8時30分から午後5時まで**
- 2 受付場所           茨城県庁 行政棟9階 講堂
- 3 受付順位           受付は到着順に行いますが、午前8時30分までに到着した立候補届出者が2人以上ある場合には、くじで受付の順位を定めます。
- 4 印鑑の持参        届出書類等を記名押印により作成した場合には、同一の印鑑を持参してください。（訂正がある場合等に使用します。）

## 第8 届出記載事項の異動及び立候補の辞退

立候補届出書類に記載した事項に異動を生じたときは、直ちに文書でその異動に係る事項を選挙長に届け出なければなりません。また、立候補を辞退する場合も文書で選挙長に届け出なければなりません。辞退できるのは、立候補届出をしたその日（1月27日）の午後5時までですので注意してください。

## 第9 立候補に伴い交付される選挙運動用物品

立候補の届出が受理されると次の選挙運動用物品が交付されます。

### 1 候補者用物品

#### (1) 表示物（候補者の氏名を記入して使用）

- |                   |      |
|-------------------|------|
| ① 選挙事務所標札         | 1 枚  |
| ② 選挙運動用自動車（船舶）表示板 | 1 枚  |
| ③ 選挙運動用拡声機表示板     | 1 枚  |
| ④ 自動車（船舶）乗車（船）用腕章 | 4 枚  |
| ⑤ 街頭演説用標旗         | 1 枚  |
| ⑥ 街頭演説用腕章         | 11 枚 |
| ⑦ 個人演説会表示板        | 5 枚  |

#### (2) 証明書

- |                   |      |
|-------------------|------|
| ① 新聞広告掲載証明書、承諾通知書 | 5 枚  |
| ② 候補者用通常葉書使用証明書   | 1 枚  |
| ③ 選挙運動用通常葉書差出票    | 70 枚 |
| ④ 公職の候補者旅客運賃後払証   | 15 枚 |

#### (3) ビラ証紙等

- |               |          |
|---------------|----------|
| ① 候補者用ビラ証紙交付票 | 1 枚      |
| ② 候補者用ビラ証紙    | 70,000 枚 |

## 2 候補者届出政党用物品

(予定した県内全候補者の立候補受付が終了した政党から順次交付します。)

### (1) 表示物 (届出政党等の名称を記入して使用)

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| ① 選挙事務所標札         | 1 枚×届出候補者数 |
| ② 選挙運動用自動車(船舶)表示板 | 1 枚        |
| ③ 選挙運動用拡声機表示板     | 1 枚        |
| ④ 政党演説会表示板        | 2 枚×届出候補者数 |

### (2) 証明書

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ① 新聞広告掲載証明書、承諾通知書   |            |
| ・ 届出候補者数 1 人から 5 人  | 16 枚       |
| ・ 届出候補者数 6 人から 10 人 | 32 枚       |
| ② 候補者届出政党用通常葉書使用証明書 | 1 枚×届出候補者数 |

### (3) ビラ証紙等

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ① 候補者届出政党用ビラ証紙交付票   | 1 枚×届出候補者数      |
| ② 候補者届出政党用ビラ証紙      | 40,000 枚×届出候補者数 |
| ③ 候補者届出政党用ポスター証紙交付票 | 1 枚×届出候補者数      |
| ④ 候補者届出政党用ポスター証紙    | 1,000 枚×届出候補者数  |

## 第10 立候補に伴う関係書類の届出先等

立候補に伴う関係書類の届出先、届出期限等については、次のとおりです。

### 1 候補者本人が行う選挙運動等の届出又は申請等に必要な書類

書類の種類	届出期限	届出先	備考
開票立会人となるべき者の届出書 ※ 記載例 20	選挙期日前3日まで (2月5日まで)	市町村選挙管理委員会	届出書の他に立会人の承諾書が必要。
選挙立会人となるべき者の届出書 ※ 記載例 21	選挙期日前3日まで (2月5日まで)	選挙長	届出書の他に立会人の承諾書が必要。
選挙事務所(設置・廃止・移動)届 記載例 22	選挙期日の公示日。 又は設置、廃止、移動したら直ちに。	県選挙管理委員会及び 事務所所在地市町村の 選挙管理委員会	設置者が推薦届出者の場合は候補者の承諾書が必要。推薦届出者が複数の場合はさらに代表者証明書が必要。
選挙公報掲載申請書 記載例 23	選挙期日の公示日 (1月27日)	県選挙管理委員会	
選挙運動用ビラ届出書 ビラ見本(種類ごと2部) 記載例 24	ビラを頒布する前に (公示日)	県選挙管理委員会	届出後、選挙運動用ビラ証紙交付票1枚が交付され、これと引き換えに証紙7万枚が交付される。
候補者経歴書	選挙期日の公示日 までに	放送局 (NHK)	公示日の前において申込みをする場合は、供託証明書が必要。
個人演説会開催申出書	開催すべき日前2日 までに	開催地市町村の 選挙管理委員会	公営施設を使用する場合のみ必要。
出納責任者選任届 記載例 25	選挙期日の公示日。 又は選任後直ちに。	県選挙管理委員会	協定書(記載例 26)を2部作成し、出納責任者と選任者がそれぞれ保管すること。
報酬を支給する者の届出書 記載例 27	選挙期日の公示日。 又はその者を使用する前までに。	県選挙管理委員会	
出納責任者職務代行開始(終了)届	職務代行(終了)後 直ちに	県選挙管理委員会	
選挙運動費用収支報告書	選挙期日から15日 以内に(2月23日) (これ以後になされた寄附及びその他収入並びに支出については、それらがなされた日から7日以内に)	県選挙管理委員会	領収書を徴しがたい場合、領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書を添付。 振込みにより支出した場合、振込明細書に係る支出目的書を添付。

## 2 候補者届出政党が行う選挙運動等の届出又は申請等に必要な書類

書類の種類	届出期限	届出先	備 考
開票立会人となるべき者の届出書 ※ 記載例 28	選挙期日前3日まで (2月5日まで)	市町村選挙管理委員会	届出書の他に立会人の承諾書が必要。
選挙立会人となるべき者の届出書 ※ 記載例 29	選挙期日前3日まで (2月5日まで)	選挙長	届出書の他に立会人の承諾書が必要。
選挙事務所(設置・廃止・移動)届 記載例 30	選挙期日の公示日。 又は設置、廃止、移動したら直ちに。	県選挙管理委員会及び 事務所所在地市町村の 選挙管理委員会	
政見放送申込書	選挙期日の公示日 までに	放送局 (NHK、フジテレビ、 LuckyFM 茨城放送)	公示日の前において申込みをする場合は、供託証明書が必要。 必要に応じ録音物使用申請書等添付書類を提出。
政党演説会開催申出書	開催すべき日前2日 までに	開催地市町村の 選挙管理委員会	公営施設を使用する場合のみ必要。
出納責任者選任届 記載例 31	選挙期日の公示日。 又は選任後直ちに。	県選挙管理委員会	候補者の承諾書記載例 32が必要。 協定書記載例 33を2部作成し、出納責任者と候補者届出政党の代表者がそれぞれ保管すること。

※ 開票立会人及び選挙立会人となるべき者の届出書の提出については、本人届出及び推薦届出の場合は候補者が、政党届出の場合には候補者届出政党が行ってください。

### 第11 書類の記載例

立候補に伴う関係書類の記載例は、次のとおりです。

※ 書類記載に係る注意事項については、前述(第4 書類記載上の注意点)のとおり。



## **立候補関係書類 記載例**



記名押印により作成する場合  
開票立会人となるべき者の届出書

※本人届出・推薦届出用。  
政党届出は記載例 28

立会人となるべき者

住 所 茨城県△△市□□町1丁目2番3号

氏 名 丁 野 丙 己

( 昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生)

選 挙 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区

立会いすべき開票区 茨城県 △ △ 市 開票区

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和8年 ○ 月 ○ 日

衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区

候補者(党派 □□□□党)氏名 甲 山 乙 夫

甲  
山

茨城県 △ △ (市) 町 選挙管理委員会委員長 殿  
村

承 諾 書

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区における  
開票立会人となるべきことを承諾します。

令和8年 ○ 月 ○ 日

住所 茨城県△△市□□町1丁目2番3号

氏名 丁 野 丙 己

丁  
野

候補者 甲 山 乙 夫 殿

候補者用

記名押印により作成する場合  
選挙立会人となるべき者の届出書

記載例 21

立会人となるべき者

※本人届出・推薦届出用。  
政党届出は記載例 29

住 所 茨城県□□市□□町3丁目4番5号

氏 名 庚 山 丙 子

( 昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生)

選 挙 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区

立会いすべき選挙区 茨城県第 ○ 区

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和8年 ○ 月 ○ 日

衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区

候補者 (党派 □□□□党) 氏名 甲 山 乙 夫

甲  
山

衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区選挙長 殿

第15号様式

承 諾 書

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区における  
選挙立会人となるべきことを承諾します。

令和8年 ○ 月 ○ 日

住所 茨城県□□市□□町3丁目4番5号

氏名 庚 山 丙 子

庚  
山

候補者 甲 山 乙 夫 殿

## 選挙事務所 (設置・廃止・移動) 届

記載例 22

1 選挙 令和8年2月8日に行われる衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第〇区

2 選挙事務所

	所在地	電話番号	(設置) 廃止・移動) 年月日
旧			令和8年 月 日
新	茨城県△△市△△町1丁目2番3号	000-000-0000	令和8年1月27日

3 候補者の氏名

甲 山 乙 夫

上記のとおり (設置) 廃止・移動) しましたので届け出ます。

令和8年1月27日

候補者氏名

甲 山 乙 夫

甲  
山

茨城県選挙管理委員会委員長 星野 学 殿

茨城県 △ △ (市) 町 選挙管理委員会委員長 殿  
村

備考

- 「選挙事務所」欄については、設置届の場合は「新」の欄に、廃止届の場合は「旧」の欄に、移動届の場合は「旧」「新」の両欄にそれぞれ記載するものである。
- 設置・廃止・移動のいずれか該当するものに○をすること。(3箇所)



記名押印により作成する場合

## 選挙運動用ビラ届出書

公職選挙法第142条第1項第1号の規定により、令和8年2月8日に行われる衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第○区において使用するビラを、別添のとおり届け出ます。

令和8年1月27日

候補者住所 茨城県△△市△△町1丁目2番3号

氏名 甲山乙夫

甲山

茨城県選挙管理委員会委員長 星野学 殿

備考

ビラの見本2枚（種類が異なる場合は、それぞれ2枚）を添付すること。

# 出納責任者選任届

※ 候補者本人が選任した場合

- 1 選挙 令和8年2月8日に行われる衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区
- 2 出納責任者

氏 名	住 所		
壬 山 甲 雄	茨城県△△市□□町3丁目2番1号		
	電 話 ○○○-○○○-□□□□		
職 業	生 年 月 日	選 任 年 月 日	
会 社 員	昭和 ○年 ○月 ○日	令和8年 1月 27日	

3 候補者の氏名 甲 山 乙 夫

4 候補者の承諾書 別紙のとおり

公職選挙法第180条第3項及び第4項の規定によって、上記のとおり届出します。

令和8年 1月 27日

{

候補者氏名            甲 山 乙 夫 甲  
山

}

{

候補者届出政党の名称

代表者氏名

}

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学 殿

備 考

- 1 候補者が出納責任者を選任したとき又は候補者自ら出納責任者になったときは、この届出は候補者がするものであり、4及び〔候補者届出政党の名称、代表者氏名〕は記載する必要はない。
- 2 候補者届出政党が出納責任者を選任したときは、この届出は候補者届出政党がするものであり、〔候補者氏名〕は記載する必要はない。

協 定 書

※ 候補者本人が選任した場合

公職選挙法第180条第2項の規定によって、令和8年2月8日に行われる衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第〇区における候補者 甲 山 乙 夫 の出納責任者が支出することのできる最高金額は、次のとおりとする。

一金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円也

令和8年1月27日

選任者、出納責任者ともに署名押印のこと。

選任者氏名

甲 山 乙 夫

甲  
山

候補者届出政党の名称

代表者氏名

印

出納責任者氏名

壬 山 甲 雄

壬  
山

備 考

この協定書は、2部作成し、選任者（候補者届出政党が選任した場合は、その代表者）及び出納責任者がそれぞれ1部ずつ保管しておくこと。

届 出 書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区

候補者 氏名 甲 山 乙 夫



茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学 殿

記

氏 名	住 所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
乙 山 花 子	茨城県〇〇市△△町4丁目3番2号	22	女	車 上 運 動 員	令和8年1月27日 ～令和8年2月7日	
丙 野 風 雄	茨城県〇〇市△△町3丁目4番2号	39	男	事 務 員	令和8年1月27日 ～令和8年2月7日	
丁 川 月 子	茨城県〇〇市△△町2丁目3番4号	26	女	事 務 員	令和8年1月27日 ～令和8年2月7日	

備 考

- 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車 上 運 動 員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出の場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 候補者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

記名押印により作成する場合  
候補者届出政党用  
開票立会人となるべき者の届出書

記載例 28

立会人となるべき者

住所 茨城県△△市□□町1丁目2番3号

氏名 丁野 丙己

( 昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生)

選挙 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区

立会いすべき開票区 茨城県 △ △ 市 開票区

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和8年 ○ 月 ○ 日

政党その他の政治団体の名称 ○ ○ △ △ 党

代表者氏名 丙 川 丁 子

丙川

茨城県 △ △ 市 選挙管理委員会委員長 殿  
町 村

第15号様式

承 諾 書

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区における開票立会人となるべきことを承諾します。

令和8年 ○ 月 ○ 日

住所 茨城県△△市□□町1丁目2番3号

氏名 丁野 丙己

丁野

政党その他の政治団体の名称 ○ ○ △ △ 党

代表者氏名 丙 川 丁 子 殿

選挙立会人となるべき者の届出書

記載例 29

立会人となるべき者

住所 茨城県〇〇市〇〇町3丁目4番5号

氏名 庚山 丙子

( 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生)

選挙 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 〇 区

立会いすべき選挙会 茨城県第 〇 区選挙会

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和8年 〇 月 〇 日

政党その他の政治団体の名称 〇〇△△党

代表者氏名 丙川 丁子 (丙川)

衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 〇 区選挙長 殿

承諾書

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 〇 区における選挙立会人となるべきことを承諾します。

令和8年 〇 月 〇 日

住所 茨城県〇〇市〇〇町3丁目4番5号

氏名 庚山 丙子 (庚山)

政党その他の政治団体の名称 〇〇△△党

代表者氏名 丙川 丁子 殿

記名押印により作成する場合

## 選挙事務所 (設置)・廃止・移動) 届

1 選挙 令和8年2月8日に行われる衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第〇区

2 選挙事務所

	所在地	電話番号	(設置)・廃止・移動)年月日
旧			令和8年 月 日
新	茨城県△△市△△町2丁目3番4号	000-000-0000	令和8年1月27日

3 候補者届出政党の名称

〇〇△△党

上記のとおり (設置)・廃止・移動) しましたので届け出ます。

令和8年1月27日

候補者届出政党の名称 〇〇△△党

代表者氏名 丙川丁子

丙川

茨城県選挙管理委員会委員長 星野学 殿

県選挙管理委員会と事務所所在地の市町村の選挙管理委員会へそれぞれ提出する。

茨城県 △△ (市) 町 選挙管理委員会委員長 殿  
村

備考

- 「選挙事務所」欄については、設置届の場合は「新」の欄に、廃止届の場合は「旧」の欄に、移動届の場合は「旧」「新」の両欄にそれぞれ記載するものである。
- 設置・廃止・移動のいずれか該当するものに〇をすること。(3箇所)

記名押印により作成する場合  
出納責任者選任届

政党届出用

記載例 31

※ 候補者届出政党が選任した場合

- 1 選挙 令和8年2月8日に行われる衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区
- 2 出納責任者

氏 名	住 所		
壬 山 甲 雄	茨城県△△市□□町3丁目2番1号		
	電 話 ○○○-○○○-□□□□		
職 業	生 年 月 日	選 任 年 月 日	
会 社 員	昭和 ○年 ○月 ○日	令和8年 1月 27日	

3 候補者の氏名 甲 山 乙 夫

4 候補者の承諾書 別紙のとおり

公職選挙法第180条第3項及び第4項の規定によって、上記のとおり届出します。

令和8年 1月 27日

〔 候補者氏名 〕

〔 候補者届出政党の名称 ○○△△党 〕

〔 代表者氏名 丙 川 丁 子 丙 川 〕

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学 殿

備 考

- 1 候補者が出納責任者を選任したとき又は候補者自ら出納責任者になったときは、この届出は候補者がするものであり、4及び〔候補者届出政党の名称、代表者氏名〕は記載する必要はない。
- 2 候補者届出政党が出納責任者を選任したときは、この届出は候補者届出政党がするものであり、〔候補者氏名〕は記載する必要はない。

記名押印により作成する場合

# 出納責任者選任承諾書

※ 候補者届出政党が選任した場合

住 所 茨城県△△市□□町 3 丁目 2 番 1 号

氏 名 壬 山 甲 雄

上記の者を令和8年2月8日に行われる衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区における出納責任者に選任することを承諾する。

令和8年 1月 27日

候補者氏名

甲 山 乙 夫



候補者届出政党の名称

○○△△党

代表者

丙 川 丁 子

殿

※ 候補者届出政党が選任した場合

公職選挙法第180条第2項の規定によって、令和8年2月8日に行われる衆議院小選挙区選出議員選挙茨城県第 ○ 区における候補者 甲 山 乙 夫 の出納責任者が支出することのできる最高金額は、次のとおりとする。

一金 ○○, ○○○, ○○○ 円也

令和8年 1月 27日

選任者氏名

候補者届出政党の代表者、出納責任者ともに署名押印のこと。

候補者届出政党の名称 ○○△△党  
代表者氏名 丙 川 丁 子 丙 川

出納責任者氏名 壬 山 甲 雄 壬 山

備 考

この協定書は、2部作成し、選任者（候補者届出政党が選任した場合は、その代表者）及び出納責任者がそれぞれ1部ずつ保管しておくこと。

## 第12 主な選挙公営

この選挙にあつては、各種の選挙公営が実施されますが、その概要については次のとおりです。

### 1 選挙公報の発行

県選挙管理委員会は、候補者の氏名、経歴、政見、顔写真等を掲載した選挙公報を発行します。

なお、掲載申請の手続きについては、本手引の「第 13 選挙公報の掲載申請」を参照してください。

### 2 政見放送と経歴放送

#### (1) 政見放送

候補者届出政党は、政見放送を無料で行うことができます。（候補者個人の政見放送は行われません。）

放送局、放送回数等については次のとおりですので、各放送局の指示に従い誤りのないよう申し込んでください。

#### ① 放送局及び放送回数

区分	放送局	放送回数		
		届出候補者数		
		1～2人	3～5人	6～8人
テレビ	日本放送協会（NHK）	1回	2回	4回
	株式会社フジテレビジョン	1回	1回	2回
ラジオ	日本放送協会（NHK）	1回	1回	2回
	株式会社 LuckyFM 茨城放送	1回	2回	4回
計		4回	6回	12回

#### ② 放送時間

1回の放送につき9分以内

#### (2) 経歴放送

日本放送協会（NHK）は、候補者の経歴放送を行います。

放送局、放送回数等については次のとおりですので、公示日までに各放送局に経歴書等を提出してください。

#### ① 放送局及び放送回数

- ・ テレビ NHK 1回
- ・ ラジオ NHK おおむね 10回

#### ② 放送時間

候補者1人について1回につき30秒以内

### 3 ポスター掲示場

各市町村選挙管理委員会は、候補者が選挙運動のために使用するポスターの掲示場を設置します。

候補者は、立候補の届出が受理された後に、このポスター掲示場の区画番号と立候補届出順位の番号とが一致する区画に選挙運動用ポスター各1枚を掲示することができます。（この掲示場以外には、候補者が使用する選挙運動用ポスターを掲示することはできません。）

選挙運動用ポスターには、**その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければなりません。**

さらに、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての**品位を損なう内容を記載してはいけません。**

また、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。

なお、ポスターには、掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載してください。

ポスター掲示場の設置場所及び箇所数については、各市町村選挙管理委員会に問い合わせてください。

※ 候補者届出政党等の使用するポスターはこのポスター掲示場に掲示することができません。

### 4 新聞広告

候補者又は候補者届出政党は、選挙運動の期間中定められた回数に限り、無料で選挙に関して新聞広告をすることができます。

掲載回数、掲載手続等については下記のとおりです。

#### (1) 掲載回数とスペース

##### ① 候補者が行う場合

候補者は、選挙運動の期間中、5回まで新聞広告をすることができます。1回あたりの広告のスペースは横9.6cm×縦2段組以内です。

##### ② 候補者届出政党が行う場合

候補者届出政党は、選挙運動の期間中、届出候補者の数により、次の回数、次の範囲内で新聞広告ができます。

候補者数	広告合計寸法	最小スペースで分割して掲載した場合の最多回数
1～5人	38.5cm×4段組	8回
6～10人	38.5cm×8段組	16回

1回分として掲載できるスペースは、横おおむね9.6cm、縦1段組の寸法の整数（2以上）倍の寸法の長方形となり、最大スペースの横38.5cm×縦15段組（約新聞1ページ）を超えることはできません。

ア 掲載位置は、記事下に限られ、色刷りは、認められません。

イ 候補者が新聞広告を行う場合、候補者の氏名は、立候補届出と同一のもの（通称が認定された場合は、その通称名）を使用してください。

#### (2) 掲載手続

候補者又は候補者届出政党は、立候補届出の際交付される「新聞広告掲載証明書、承諾通知

書」を掲載文と共に新聞社へ提出して申し込んでください。広告掲載料は無料です。なお、候補者が使用する証明書は1回ごとに1枚、候補者届出政党が使用する証明書は横おおむね9.6cm×縦1段組ごとに1枚必要です。

## 5 通常葉書の郵送料

### (1) 候補者の場合

候補者用の選挙運動用通常葉書は、無料で35,000枚まで差し出すことができます。

この葉書の交付を受ける場合には、日本郵便株式会社水戸中央郵便局に「候補者用通常葉書使用証明書」を提示し、選挙用の表示がしてある葉書の交付を受けます。（この葉書の交付を受けずに、手持ちの私製葉書を使用することも可能ですが、その場合は日本郵便株式会社水戸中央郵便局で選挙用の表示を受けてください。）その後、候補者は、葉書500枚ごとに「選挙運動用通常葉書差出票」を1枚添えて、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所に差し出し、葉書を発送します。

### (2) 候補者届出政党の場合

候補者届出政党用の選挙運動用通常葉書は、**有料**で20,000枚×届出候補者数の枚数まで差し出すことができます。

この葉書を購入する場合は、日本郵便株式会社水戸中央郵便局に「候補者届出政党用通常葉書使用証明書」を提示し、葉書を購入してください。（この葉書を購入せずに、手持ちの私製葉書を使用する場合には、日本郵便株式会社水戸中央郵便局で政党のための選挙用の表示を受けてください。）

なお、詳細については別途配付する日本郵便株式会社の資料を参照してください。

## 6 公営施設の使用（個人演説会）

候補者の選挙運動のための個人演説会の開催場所として公営施設を使用する場合には、同一施設1回に限り、その使用料が無料となります。

※ 候補者届出政党が行う政党演説会の場合は有料です。

## 7 公営による交通機関の利用

候補者、推薦届出者その他選挙運動従事者の活動の便宜のため、選挙運動期間中、茨城県内において鉄道、バス等の交通機関を無料で利用することができる特殊乗車券の交付を、候補者1人について15枚まで受けることができます。

この特殊乗車券は、立候補届出の際に選挙長が発行する「公職の候補者旅客運賃後払証」と引替えに、鉄道は当該所属駅で、バスはバス会社本社で交付を受けてください。

この特殊乗車券は、茨城県内のみで通用するものであり、通用期間は発行の日から選挙の期日後5日後にあたる日（2月13日）までとなります。

## 8 選挙運動費用の公費負担

以下の項目について、一定の限度額の範囲内でその費用が公費負担されます。

ただし、供託物が没収されることとなった場合は、この対象となりません。

なお、詳細については、別途配付する「公営の手引」を参照してください。

### (1) 候補者の選挙運動に係るもの

- ① 候補者の選挙運動用自動車の使用料
- ② 候補者のビラの作成費
- ③ 候補者のポスターの作成費

- ④ 候補者の通常葉書の作成費
- ⑤ 候補者の選挙事務所の立札、看板の作成費
- ⑥ 候補者の選挙運動用自動車の立札、看板の作成費
- ⑦ 候補者の個人演説会の立札、看板の作成費

(2) 候補者届出政党の選挙運動に係るもの

- ① 政見放送用録音・録画の費用

## 第13 選挙公報の掲載申請

今回行われる衆議院小選挙区選出議員選挙に際して発行する選挙公報は、候補者が作成した掲載文の原稿をそのまま印刷し、発行します。

掲載申請の方法には、掲載文を電子データにより提出する方法と紙原稿により提出する方法がありますので、いずれかの方法により申請してください。

### 1 原稿用紙の配付について

原稿用紙（紙）は、予備を含めて2枚配付しています。

原稿用紙（電子データ）は、立候補届出関係様式集・公営届出関係様式集のCD-Rに記録してあります。

### 2 掲載申請の方法（電子データにより提出する場合）

#### ① 提出物

- ア 選挙公報掲載申請書 1通
- イ 選挙公報掲載文を記録した電子データ 1式
- ウ イの電子データを実寸でA3用紙に出力したもの 1枚
- エ 音声読み上げ対応用の選挙公報掲載文を記録した電子データ 1式（任意提出）
- オ 候補者の写真 2枚 又は 候補者の写真の電子データ 1式

※ イ、エ及びオの各電子データは、全て一枚のCD-Rに記録し、レーベル面に「候補者〇〇〇〇選挙公報掲載文原稿電子データ等」と記載すること。

#### ② 提出期限

令和8年1月27日（火）の午後5時までですが、立候補の届出（1月27日）と併せて提出するようお願いいたします。

#### ③ 原稿の作成方法

- ア 原稿は、別途交付する原稿用紙（電子データ）を利用し、Adobe Illustrator 又は Adobe Photoshop のCS4以上を用いて作成してください。
- イ 画像解像度はグレースケール350dpi、2階調1200dpiを推奨します。
- ウ 提出するファイル形式は、アウトライン化したPDF/X1aとし、ファイル名は「候補者〇〇〇〇選挙公報原稿.pdf」としてください。
- エ 掲載される実寸は、縦14.0cm×横34.35cmとなります。原稿用紙に記録する際は、この掲載文の枠にかからないように注意してください。
- オ 掲載文の原稿用紙は、掲載欄、氏名欄及び写真欄がそれぞれ黒色の枠で区切っておりますが、印刷される選挙公報には写りません。

#### ④ 掲載文の記録

- ア 掲載文は、無彩色（グレースケール）で記録してください。

イ 掲載文に使用できる文字等は、漢字、ひらがな、カタカナ、数字及び外国文字その他の文字並びに記号、符号及び線並びに図画、図表、イラストレーションその他これらに類するもので、傍書した注釈、ふりがなも記録することができます（写真は、写真掲載欄に掲載されるもの以外は使用できません）。

ウ 掲載文に図画、図表、イラストレーションその他これらに類するものを記録しようとする場合、それらの部分の合計面積は、掲載文を記録することができる面積（写真掲載欄及び氏名欄の面積を除く。）のおおむね2分の1以下に限られます。

なお、掲載文には、字数制限がありません。

エ 氏名欄には、候補者の氏名（通称認定を受けた場合は、その通称）、所属党派（政党届出の場合又は団体所属に関する文書の添付がある場合のみ）及び年齢に関すること以外の内容（標語、スローガン、肩書きなど）は記録できません。

#### ⑤ 音声読み上げ対応の選挙公報掲載文を記録した電子データ（任意提出）

音声読み上げ機能を利用される方向けに、茨城県選挙管理委員会のホームページに掲載するものです。提出は任意ですが、提出する場合の形式は、アウトライン化していないPDF/X1aとしてください。ただし、アウトライン化をしていないことを除き、選挙公報掲載文原稿と内容を同一とし、ファイル名は「候補者〇〇〇〇音声読み上げ用原稿.pdf」としてください。

#### ⑥ 候補者の写真

候補者の写真は、立候補届出の日前6月以内に撮影した胸像のものを写真又は電子データで提出してください。

ア 写真による提出の場合

縦10.6cm、横8.1cm（手札型）で同一のもの2枚（裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載すること。）を提出してください。

イ 電子データによる提出の場合

縦10.6cm、横8.1cmのJPG形式（グレースケールの場合は350dpi、モノクロ2階調の場合は1200dpi）とし、ファイル名は「候補者〇〇〇〇写真データ（〇月〇日撮影）.jpg」としてください。

ウ 留意事項

次のような写真については、掲載することができません。

なお、写真はカラー写真よりも白黒写真の方がきれいに印刷されますので、なるべく白黒写真を提出してください。

- (ア) 2mm以上の余白があるもの
- (イ) 背景があるもの
- (ウ) 背景が黒のもの
- (エ) コピー又はデジタル処理したもの
- (オ) ポーズをとったもの

#### ⑦ 訂正の方法

掲載文を訂正する場合には、①～⑥の方法の例により、再度作成したCD-Rを提出してください。この場合において、CD-Rのレーベル面及び記録するファイル名について、訂正版である旨表示するとともに、訂正の日付がわかるよう記載し、又は記録してください。

（例：「候補者〇〇〇〇選挙公報掲載文原稿電子データ等 〇月〇日訂正版」）

#### ⑧ その他

ア 選挙公報掲載文原稿の電子データを実寸でA3用紙に出力したものは、校正原稿等に使用しますので、折ったり汚したりしないよう別途交付する保管ケースに入れて提出してください。

イ 令和8年1月24日(土)午前9時30分から茨城県庁9階講堂において選挙公報の事前審査を行います。

ウ 県選挙管理委員会は、上記③～⑥に違反する掲載文については、訂正を求めるとともに、その求めに応じない場合は、職権で訂正することがあります。

エ 選挙公報の事前審査時に、点字版・音声版選挙公報の製作に必要な点訳・読み上げの順番、読み方を確認しますので、あらかじめ読み上げ順を決めておいてください(音声読み上げ対応用の選挙公報掲載文原稿とは別です)。

オ 提出された原稿は、一切お返しいたしません。

### 3 掲載申請の方法(紙原稿により提出する場合)

#### ① 提出物

ア 選挙公報掲載申請書 1通

イ 選挙公報掲載文原稿 1枚

ウ 候補者の写真 2枚 又は 候補者の写真の電子データ 1式

#### ② 提出期限

令和8年1月27日(火)の午後5時までですが、立候補の届出(1月27日)と併せて提出するようお願いいたします。

#### ③ 原稿の作成方法

ア 原稿は、別途交付する原稿用紙(紙)を用いて作成してください。この原稿用紙以外の用紙は使用できません。この原稿用紙に他の用紙に印刷したものを切り取って貼付したものによる提出も可能です。

イ 掲載される実寸は、原稿用紙の掲載文の枠より少し(3%程度)小さくなります。原稿用紙に記載する場合は、この掲載文の枠にかからないように注意してください。

ウ 掲載文の原稿用紙は、掲載欄、氏名欄及び写真欄がそれぞれ青色の枠で区切っておりますが、印刷される選挙公報には写りません(方眼の枠も同様です)。

#### ④ 掲載文の記載

ア 掲載文は、無彩色(グレースケール)で記載してください。ただし、紙原稿による場合は、中間色の再現性に難(灰色がきれいに写りません。)がありますので、色の濃淡のない黒色での記載を推奨します。

イ 掲載文に使用できる文字等は、漢字、ひらがな、カタカナ、数字及び外国文字その他の文字並びに記号、符号及び線並びに図画、図表、イラストレーションその他これらに類するもので、傍書した注釈、ふりがなも記載することができます(写真は、写真掲載欄に掲載されるもの以外は使用できません)。

ウ 掲載文に図画、図表、イラストレーションその他これらに類するものを記載しようとする場合、それらの部分の合計面積は、掲載文を記載することができる面積(写真掲載欄及び氏名欄の面積を除く。)のおおむね2分の1以下に限られます。

なお、掲載文には、字数制限がありません。

エ 氏名欄には、候補者の氏名(通称認定を受けた場合は、その通称)、所属党派(政党届出の場合又は団体所属に関する文書の添付がある場合のみ)及び年齢に関すること以外の内容(標語、スローガン、肩書きなど)は記載できません。

#### ⑤ 候補者の写真

候補者の写真は、立候補届出の前日6月以内に撮影した胸像のものを写真又は電子データで提出してください。

ア 写真による提出の場合

縦 10.6cm、横 8.1cm（手札型）で同一のもの 2 枚（裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載すること。）を原稿用紙に貼付せずにそのまま提出してください。

イ 電子データによる提出の場合

縦 10.6cm、横 8.1cm の JPG 形式（グレースケールの場合は 350dpi、モノクロ 2 階調の場合は 1200dpi）の写真データを CD-R に記録し提出してください。

この場合、CD-R のレーベル面に「候補者〇〇〇〇写真データ」と記載するとともに、記録するファイル名は「候補者〇〇〇〇写真データ（〇月〇日撮影）.jpg」としてください。

ウ 留意事項

次のような写真については、掲載することができません。

なお、写真はカラー写真よりも白黒写真の方がきれいに印刷されますので、なるべく白黒写真を提出してください。

- (ア) 2mm 以上の余白があるもの
- (イ) 背景があるもの
- (ウ) 背景が黒のもの
- (エ) コピー又はデジタル処理したもの
- (オ) ポーズをとったもの

**⑥ 訂正の方法**

掲載文を訂正する場合には、同質の紙を貼付する方法により訂正し、当該上部欄外に訂正した字数を記入したうえ、押印又は署名してください。

なお、訂正箇所が多い場合は新たな原稿用紙に作成し直してください。

**⑦ その他**

ア 提出用の原稿用紙は、折ったり汚したりしないよう別途交付する保管ケースに入れて提出してください。

イ 令和 8 年 1 月 24 日（土）午前 9 時 30 分から茨城県庁 9 階講堂において選挙公報の事前審査を行います。

ウ 県選挙管理委員会は、上記③～⑤に違反する掲載文については、訂正を求めるとともに、その求めに応じない場合は、職権で訂正することがあります。

エ 選挙公報の事前審査時に、点字版・音声版選挙公報の製作に必要な点訳・読み上げの順番、読み方を確認しますので、あらかじめ読み上げ順を決めておいてください（音声読み上げ対応用の選挙公報掲載文原稿とは別です）。

オ 提出された原稿は、一切お返しいたしません。

(参考)

## 関係機関一覧

	関係機関	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	委員長氏名
1	水戸市	310-8610	水戸市中央 1-4-1	029-297-6077	029-297-6237	秋葉 欣二
2	日立市	317-8601	日立市助川町 1-1-1	0294-22-3111	0294-21-1663	藤咲 康二
3	土浦市	300-8686	土浦市大和町 9-1	029-826-1111	029-822-9252	横山 和裕
4	古河市	306-8601	古河市長谷町 38-18	0280-22-5111	0280-33-6505	手島 光一
5	石岡市	315-8640	石岡市石岡 1-1-1	0299-23-7282	0299-22-3684	小松崎 吉則
6	結城市	307-8501	結城市中央町 2-3	0296-34-0402	0296-54-7009	松浦 修三
7	龍ヶ崎市	301-8611	龍ヶ崎市 3710	0297-64-1111	0297-60-1583	石島 輝夫
8	下妻市	304-8501	下妻市本城町 3-13	0296-43-2111	0296-43-4214	安田 一男
9	常総市	303-8501	常総市水海道諏訪町 3222-3	0297-23-2111	0297-23-2162	五月女 安彦
10	常陸太田市	313-8611	常陸太田市金井町 3690	0294-72-3111	0294-72-3002	植木 宏
11	高萩市	318-8511	高萩市本町 1-100-1	0293-23-2119	0293-24-0636	大部 享克
12	北茨城市	319-1592	北茨城市磯原町磯原 1630	0293-43-1111	0293-43-1108	高星 秀穂
13	笠間市	309-1792	笠間市中央 3-2-1	0296-77-1101	0296-78-0612	高橋 上
14	取手市	302-8585	取手市寺田 5139	0297-74-2141	0297-73-5995	河口 優子
15	牛久市	300-1292	牛久市中央 3-15-1	029-873-2111	029-873-7510	大野 光雄
16	つくば市	305-8555	つくば市研究学園 1-1-1	029-883-1111	029-868-7634	野尻 等
17	ひたちなか市	312-8501	ひたちなか市東石川 2-10-1	029-273-0111	029-273-5685	飛田 均
18	鹿嶋市	314-8655	鹿嶋市平井 1187-1	0299-82-2911	0299-82-2934	津島 隆
19	潮来市	311-2493	潮来市辻 626	0299-63-1111	0299-80-1100	桐部 辰夫
20	守谷市	302-0198	守谷市大柏 950-1	0297-45-1111	0297-45-2590	齋藤 芳崇
21	常陸大宮市	319-2292	常陸大宮市中富町 3135-6	0295-52-1111	0295-53-6010	皆川 善廣
22	那珂市	311-0192	那珂市福田 1819-5	029-298-1111	029-298-0944	岡崎 正二
23	筑西市	308-8616	筑西市丙 360	0296-24-2178	0296-24-7333	秋山 智子

	関係機関	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	委員長氏名
24	坂東市	306-0692	坂東市岩井 4365	0297-35-2121	0297-35-8201	島田 和典
25	稲敷市	300-0595	稲敷市犬塚 1570-1	029-892-2000	029-893-1757	三ッ井 洋平
26	かすみがうら市	315-8512	かすみがうら市上土田 461	0299-59-2111	0299-59-2130	福田 與兵衛
27	桜川市	309-1293	桜川市羽田 1023	0296-58-5111	0296-58-5115	小林 武廣
28	神栖市	314-0192	神栖市溝口 4991-5	0299-90-1125	0299-90-1112	境 政一
29	行方市	311-3892	行方市麻生 1561-9	0299-72-0811	0299-72-2174	須貝 稔
30	銚田市	311-1592	銚田市銚田 1444-1	0291-36-7149	0291-32-4443	大久保 敏雄
31	つくばみらい市	300-2395	つくばみらい市福田 195	0297-58-2111	0297-58-5631	遠藤 一美
32	小美玉市	319-0192	小美玉市堅倉 835	0299-48-1111	0299-48-1199	谷島 和
33	茨城町	311-3192	東茨城郡茨城町大字小堤 1080	029-240-7125	029-292-6748	入之内 勇
34	大洗町	311-1392	東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275	029-267-5123	029-266-3577	加部東 肇
35	城里町	311-4391	東茨城郡城里町大字石塚 1428-25	029-288-3111	029-288-3113	園部 良治
36	東海村	319-1192	那珂郡東海村東海 3-7-1	029-282-1711	029-287-0317	伊藤 究
37	大子町	319-3521	久慈郡大子町大字北田気 662	0295-72-1114	0295-72-1167	手塚 宣彦
38	美浦村	300-0492	稲敷郡美浦村大字受領 1515	029-885-0340	029-885-4953	大津 英幸
39	阿見町	300-0392	稲敷郡阿見町中央 1-1-1	029-888-1111	029-887-9560	小泉 治久
40	河内町	300-1392	稲敷郡河内町源清田 1183	0297-84-6979	0297-84-4357	林 博行
41	八千代町	300-3592	結城郡八千代町大字菅谷 1170	0296-49-6311	0296-48-0161	水書 正義
42	五霞町	306-0392	猿島郡五霞町大字小福田 1162-1	0280-84-1111	0280-84-1478	猿橋 幸男
43	境町	306-0495	猿島郡境町 391-1	0280-81-1300	0280-86-7521	長野 功
44	利根町	300-1696	北相馬郡利根町布川 841-1	0297-68-2211	0297-68-7990	篠崎 達
-	茨城県	310-8555	水戸市笠原町 978 番 6	029-301-2462	029-301-2489	星野 学

(令和 8 年 1 月 14 日現在)